

パブリックコメントにおける意見

資料3

項目		個々の意見等の要旨	左記の意見等の主旨	意見等に対する審議会の考え方（案）
総論		<ul style="list-style-type: none"> 「障害者差別解消法」との関連を意識した記述が必要である。 	同左	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同法の趣旨である「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の必要性については理解促進の観点から答申中間案で触れていますが、同法は具体的な取組にも影響することから、ご意見は今後の議論の参考にします。
1 特別支援教育将来構想の策定について		意見なし		
2 現構想における取組の成果と課題	1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援室システムを支援学校分校・分教室システムに発展させる。 「学習支援室」と担当教員を増やすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援室システムを発展させてほしい。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学習支援室システム」事業の成果と課題を踏まえ「連続した多様な学びの場」の中で効果的に教育を展開する必要性については、答申中間案の「2 現構想における取組の成果と課題」の「1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する」の部分に示しています。
		<ul style="list-style-type: none"> 居住地校学習には二重在籍制度を導入する。 居住地校学習現状では小中学校に多忙化をもたらしている。 居住地校学習における保護者の負担軽減が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住地校学習の効率化と負担軽減を図る必要がある。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築の推進事業の一つであることから、事業の実施計画に基づき改善策を検討し、対応することが必要と考えており、答申中間案の目標3「1（1）共生社会の実現を目指した理解促進」で触れています。
		<ul style="list-style-type: none"> 現構想は高等学校教育段階の対応が不十分であったということを課題として明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校における特別支援教育の不十分さを明記してほしい。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校における特別支援教育の取組の課題については認識しており、答申中間案の「現構想における取組の成果と課題」の「3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する」の中に理解啓発の観点から示しています。
	2 市町村における教育支援体制を整備する	意見なし		
	3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校の管理職研修を強化する。 	同左	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校における特別支援教育の取組の課題については認識しており、答申中間案の「現構想における取組の成果と課題」の「3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する」の中に理解啓発の観点から示しています。
	4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する。	意見なし		
3 各学校の現状と課題	(1) 小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援学級」と「通級指導教室」は、別々に統計処理されるべきです。 	同左	<p>【修正あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特別支援学級」と「通級指導教室」の設置割合を別々に表記します。
		<ul style="list-style-type: none"> 仙台市の特別支援学級、通級による指導の実態改善が県全体の改善に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市の実態改善を図ってほしい。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仙台市に限らず、特別支援学級、通級による指導の充実が「多様な学びの場」の充実にとって極めて重要と考えています。現構想の「学習支援室システム」事業の成果を踏まえ「連続した多様な学びの場」の中で効果的な教育が展開される必要性を本答申中間案「今後の特別支援教育の進め方」の目標2【学校づくり】に示しています。
		<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会の定期的開催と不登校対応への活用が必要である。 	同左	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内委員会の充実につきましては「5 今後の特別支援教育の進め方」目標2【学校づくり】に示しています。
		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級への優秀教員の配置。 	同左	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本答申中間案の「今後の特別支援教育の進め方」の目標2【学校づくり】にその必要性と役割を示しています。

項目		個々の意見等の要旨	左記の意見等の主旨	意見等に対する審議会の考え方（案）
3 各学校の現状と課題	(1) 小・中学校	・特別支援教育コーディネーターは「配置」ではなく「指名」とした方が適切である。	同左	【修正あり】 ・文部科学省通知「特別支援教育の推進について」等においても「指名」と記されていることから、本答申中間案でもそれに準じて「指名」に修正します。
	(2) 特別支援学校	・障害種間格差を示し、県民から意見を求めるべきである（児童生徒数、教員の勤務年数）。 ・視覚支援学校に幼稚部とサテライト教室を設置してほしい。 ・西多賀支援学校の仙台市移管、健康学園の建設してほしい。 ・高等部生のクラブ等の保障してほしい。	・各障害種に対応した学校運営を図ってほしい。	【修正なし】 ・各学校が障害種に対応した教育の充実や専門性の確保ができるよう、分校・分教室システムの構築や地域の教育・相談機関の設置等のあり方については本答申中間案の「今後の特別支援教育の進め方」の目標2【学校づくり】に示しています。
		・寄宿舎建設を検討してほしい。 ・寄宿舎の積極的活用してほしい。	・寄宿舎の建設と活用を図る必要がある。	【修正なし】 ・インクルーシブ教育システムの推進に向けては、居住地から通学することを主に考えます。
		・県立支援学校をコミュニティースクールへ位置づけてほしい。	同左	【修正なし】 ・保護者・地域とのさらなる連携強化を図る方策として、今後の議論の参考にします。
		・鶴谷支援学校の在り方に関して仙台市と協議していく必要がある。	・仙台市の実態改善を図ってほしい。	【修正なし】 ・今後の議論の参考にします。
		・高等学園不合格者の進路について実態を反映した表現にしてほしい。	同左	【修正あり】 ・高等学園不合格者の実態が反映するよう、修正します。
(3) 高等学校	・高等学校に特別支援学級を年次計画で設置してほしい。 ・高等学校におけるコース制と支援学校の分教室設置してほしい。 ・教育行政として財政的措置を伴う具体的施策を打つ必要がある。 ・軽い知的障害のある生徒が高校に進学している現状の記述が必要である。 ・高等学校における体制整備に定時制・通信制を重点化する必要がある。	・高等学校における特別支援教育の充実に向けた具体的施策が必要である。	【修正なし】 ・高等学校の特別支援教育に関する課題とその解決に向けての考え方については答申中間案の「3 各学校の現状」の(3) 高等学校の課題に示しています。	
4 特別支援教育将来構想の基本的な考え方	・地域の通常学級で障害のある子ども達が学んでいけるよう、受け入れ姿勢・体制を作る必要がある。 ・障害児が地域の通常学級で学ぶことへの姿勢が後退している。	・地域の中で「共に学ぶ」姿勢が後退している。	【修正なし】 ・答申中間案は現構想における「共に学ぶ」の理念を継承しつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた十分な教育が受けられるよう、「連続した多様な学びの場」の中で「共に学ぶ」教育の実現を進めていくものです。これらについては答申中間案の「4 特別支援教育将来構想の基本的な考え方」に示しています。	
5 今後の特別支援教育の進め方	目標1【自立と社会参加】 (1) 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実 (2) 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実 (3) 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実	・要医療児童生徒を対象とした仙台市以外でのレスパイト機関の設置。 ・医療的ケアを必要とする児童生徒の通学保障をしてほしい。	・医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の充実を求める。	【修正なし】 ・今後の議論の参考にします。
		・早期からの支援体制の構築は核であり、専門家集団の創設、個別の教育支援計画の作成、苦情処理機関の設置が必要である。 ・「乳幼児期から…」に「個別の支援計画」を触れてほしい。 ・合理的配慮を「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に明確に示してほしい。	・「個別の教育支援計画」を活用した早期からの支援の充実が必要である。	【修正あり】 ・早期からの教育相談・支援体制の構築に向けて本答申中間案目標1【自立と社会参加】に示していますが、加えて、同項に早期からの教育相談についても新たに追加します。 ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」における合理的配慮の記述については、障害者差別解消法との関連からも必要であると認識しており、答申中間案目標1【自立と社会参加】にその旨を新たに追加します。
		・小・中、高、保・幼の支援は各特別支援学校の他、各圏域に常設の総合発達相談センターを設置し、複数体制での相談対応が必要である。 ・県行政レベルの部局横断型組織の「広域特別支援連携協議会」の設置は重要であり、明記してほしい。 ・こども発達支援センターを圏域毎に作り、専門職を配置して相談対応できるようにしてほしい。	・各圏域における連携組織と相談機関の設置が必要である。	【修正あり】 ・各圏域における連携組織と相談施設の設置に向けた理解啓発については、答申中間案目標3【地域づくり】にも示しているところですが、加えて、目標1【自立と社会参加】にも、卒業後の就労・自立・社会参加に向けた連携・支援の必要性について新たに追加します。

項目	個々の意見等の要旨	左記の意見等の主旨	意見等に対する審議会の考え方（案）
<p>5 今後の特別支援教育の進め方</p>	<p>目標 2【学校づくり】 (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現 (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上 (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室の整備等，整備すべき基準を県が打ち出す必要がある。 ・通常学級における「バリアフリー化」などについて実現するための議論が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の場合における図書室の整備，バリアフリー化等の施設の充実が必要である。 <p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基礎的環境整備」の充実に向け，答申中間案目標 2【学校づくり】に示しています。 ・特別支援学校は在籍する児童生徒の障害の状態に応じ，必用となる施設や設備が様々であることから，一律の基準を設けることができないと認識しています。
	<p>目標 2【学校づくり】 (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現 (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上 (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の定数を柔軟にし十分な数の指導者を配置してほしい。 ・小・中学校において支援を要する子どもに一人の指導者（支援員・補助員等）の体制を作してほしい。 ・施設設備，人的配置，専門的知識をもった教員など教育条件整備が必要である。 ・通常学級での交流の際には補助教員の配置が必要である。 ・特別支援学校の要請による補助教員の派遣が必要である。 ・職員の研修と待遇改善が必要である。 ・職員の健康調査と対策の実施が必要である。 ・通常の学級において必要に応じて教員の複数配置，TTの役割分担が必要である。 ・看護師の正規職員配置が必要である。 ・外部専門家活用事業の成果やアンケート資料などを示し，外部専門家（職種を挙げ）の活用を明確に将来構想に示すことが必要である。（施策体系図にも）。 ・また神奈川県のように常勤教員として教育内部に配置することを希望する。 ・通常学級における「複数配置とチームティーチング」「通常学級における医療的ケア」などについて実現するための議論が必要である。 ・学校にPT，OT，ST，スクールソーシャルワーカーを配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤を含めた人的配置（支援員，補助員，教員の複数配置，看護師，OT，PT，ST等の外部専門家）による専門性の確保が必要である。 <p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の教育的ニーズに対応するため，専門性をもつ外部人材の効果的活用については答申中間案の「5 今後の特別支援教育の進め方」目標 2【学校づくり】に示しています。
	<p>目標 2【学校づくり】 (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現 (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上 (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模・適正配置の実現と特別支援学級の運営強化めざす分校・分教室システムの構築が必要である。 ・障害種併置は専門性を維持する観点から障害別教室の交流型支援が望ましい。 ・視・聴・病弱特別支援学校の空き教室における分校・分教室の併置，併設対応は教育の専門性を薄めるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種毎専門性を確保した分校・分教室システムの在り方の検討が必要である。 <p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台圏域を中心とした知的障害特別支援学校の教育環境の整備は早急な対応が必要であると判断し，目指すべき方向性を緊急提言としてまとめ，3月に県教育委員会に示しました。
	<p>目標 2【学校づくり】 (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現 (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上 (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性をもった教員の確保に向けた計画など具体的に見えない。 ・教員の養成については長期的展望に立って実施してほしい。 ・教員の専門性確保のため免許取得率を上げること，教員採用試験に特別支援枠を設定することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の専門生確保に向け，免許状の取得，養成，採用の検討が必要である。 <p>【修正あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に特別支援教育の専門性確保に向け，免許状の取得，養成，採用の在り方について，今後とも検討が必要と考え，「目標【学校づくり】の（2）教員の専門性向上」に新たに追加します。
	<p>目標 2【学校づくり】 (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現 (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上 (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狭隘化の対応として，はっきりと増設の方針を打ち出してほしい。 ・知的障害特別支援学校の狭隘化の問題は喫緊の課題である。 ・仙台圏域特別支援学校の狭隘化改善のため仙台市南部に高等学園の増設が必要である。 ・知的障害特別支援学校の狭隘化対策として，地域への適正規模の特別支援学校の新設を明記すべきである。 ・狭隘化の対象を仙台圏域の知的障害特別支援学校と明記した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害特別支援学校における狭隘化，特別な支援を必要とする高校生への対応して，仙台市南部の高等学園と適正規模の特別支援学校の新設をすべきである。 <p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽い知的障害のある生徒を対象とした高等学園については平成 28 年度に（仮称）宮城県立支援学校女川高等学園を設置する予定であることから，その状況を見極めながら，既存の高等学園の定員増の対応についても検討していくことが必要です。ご意見を今後の議論の参考にします。

項目	個々の意見等の要旨	左記の意見等の主旨	意見等に対する審議会の考え方（案）	
5 今後の特別支援教育の進め方	<p>目標2【学校づくり】 (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現 (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上 (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「軽い知的障害のある生徒のニーズに対応するため、高校の体制整備や高等学園の新設に向けた検討が必要である」という表現ではいかがでしょうか。 ・環境整備についての記述が物足りない。 ・狭隘化対策に向け、3校程度の特別支援学校新設を希望する。 ・仙台市周辺都市部での特別支援学校の新設を検討してほしい。 ・分校、県有地の利用については適切な教育環境になるかどうか検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害特別支援学校における狭隘化、特別な支援を必要とする高校生への対応して、仙台市南部の高等学園と適正規模の特別支援学校の新設をすべきである。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽い知的障害のある生徒を対象とした高等学園については平成28年度に（仮称）宮城県立支援学校女川高等学園を設置する予定であることから、その状況を見極めながら、既存の高等学園の定員増の対応についても検討していく必要があります。ご意見を今後の議論の参考にします。
	<p>（1）多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現 （2）学習の質を高めるための教員の専門性向上 （3）学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高校に特別支援学級の設置、高等学校に隣接させ分校を作る具体的措置が必要である。 ・高等部卒業後の専攻科設置、県立大学の特別支援枠設置を検討してほしい。 ・高等学校教育に特別支援教育をもっと具体的に示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における特別支援学級、コース制、県立大学における特別支援枠の設置が必要である。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の特別支援教育に関する課題解決に向けては、答申中間案にも示していますが、ご意見は今後の議論の参考にします。
	<p>（1）多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現 （2）学習の質を高めるための教員の専門性向上 （3）学習の質・効率・効果を高めるための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「訪問教育」の意義と拡充について明記すべき。 ・「通級指導学級」が全学校へ設置することを希望する。 ・「通級指導学級」への送迎について、金銭的補助ではなく人的補助を。 ・既存の「通級指導学級」で発達障害の種類を問わず対応できるよう改善してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問教育、通級による指導の充実が必要である。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの推進には市町村の理解が極めて重要であることから、答申中間案の「5 今後の特別支援教育の進め方」目標3【地域づくり】に示しています。
	<p>目標3【地域づくり】 （1）共生社会の実現を目指した理解促進 （2）市町村教育委員会への支援充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの推進には、市町村教育委員会への強力な指導・支援が必要である。 ・市町村に「子ども支援課」の実現を県が先導する。 ・市町村教育委員会指導主事に特別支援教育に関して指導的役割が担える教員を指名できるシステムを構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるインクルーシブ教育システム構築に向け、県として組織設置と人的配置に向けた積極的な指導・支援が必要である。 	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの推進には市町村の理解が極めて重要であることから、答申中間案の「5 今後の特別支援教育の進め方」目標3【地域づくり】に示しています。
6 特別支援教育将来構想の施策体系	意見なし			
7 資料編				
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの回答について、説明会を開いてほしい。 ・市町村単位で県民への説明会をしていく必要がある。 ・今後の10年間を決めるとき、保護者や関係者に公開説明会を開催してほしい。 ・パブリックコメントを保護者、学校現場の状況や願いを聴取する場としても機能させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントにおける意見の反映と市町村単位の説明会を開催してほしい。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害に関して遺伝的、環境的、食物的その他の複合的な原因を徹底的に調査してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害の原因に関する調査を実施してほしい。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の改築・建設の際は「学校建設委員会」を作り、設計段階から公開してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校建設委員会」の設置と公開を求める。 		